

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	横手市 国民健康保険関連事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横手市は、国民健康保険関連事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

秋田県横手市長

## 公表日

令和5年6月19日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険関連事務
②事務の概要	<p>地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。</li> <li>・国民健康保険の被保険者である世帯主および擬制(みなし)世帯主に対して、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算して国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減および減免を行う。</li> <li>・銀行等からの口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。</li> <li>・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢受給者証を発行する。</li> <li>・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。</li> <li>・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、保険給付を行う。</li> <li>・被保険者資格等に関する情報を県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数を引き継ぎ業務を行う。</li> </ul> <p>・番号法の別表第二に基づき、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>&lt;オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</li> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</li> </ul>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康保険(資格・給付/税)システム</li> <li>2. 収納消込/滞納管理システム</li> <li>3. 団体内統合宛名システム</li> <li>4. 中間サーバー</li> <li>5. 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市に設置される国保総合PCで構成される。</li> <li>6. 医療保険者等向け中間サーバー等</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康保険資格ファイル</li> <li>2. 国民健康保険給付ファイル</li> <li>3. 国民健康保険税賦課ファイル</li> <li>4. 国民健康保険収納滞納ファイル</li> </ol>	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項</p> <p>2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p><b>【情報提供の根拠】</b> :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (第46項) :第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項 (第1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93項) :第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項 (第17,22,88,97,106,120項)</p> <p><b>【情報照会の根拠】</b> :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (第27項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (第42項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (第43項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (第44項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (第45項)</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	1. 財務部 税務課 2. 市民福祉部 国保市民課
②所属長の役職名	1. 税務課長 2. 国保市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号013-8601 横手市役所 総務企画部 総務課 文書法規係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2161 ファクス: 0182-33-6061 E-mail: somu@city.yokote.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号013-8601 横手市役所 財務部 税務課 保険税係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-32-2510 ファクス: 0182-32-2611 E-mail: shiminzei@city.yokote.lg.jp  郵便番号013-8601 横手市役所 市民福祉部 国保市民課 国民健康保険係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2186 ファクス: 0182-33-7838 E-mail: kokuhoshimin@city.yokote.lg.jp

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	1. 税務課長 藤井 靖己 2. 国保年金課長 佐越 和之	1. 税務課長 押切 進 2. 国保年金課長 佐越 和之	事後	平成28年4月1日付人事異動
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	1. 税務課長 押切 進 2. 国保年金課長 佐越 和之	1. 税務課長 押切 進 2. 国保年金課長 岩根 育子	事後	平成29年4月1日付人事異動
平成29年12月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>【事務概要】</p> <p>国民健康保険法、地方税法に基づき、被保険者の資格の取得・喪失・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付、国民健康保険税の賦課・徴収を行う。</p> <p>【個人番号の利用】</p> <p>① 申請等の受理、審査、請求に対する対応及び被保険者証の交付 ② 各種保険給付の支給、各種認定証の交付 ③ 国民健康保険税の賦課 ④ 国民健康保険税の徴収及び保険給付の一時差し止め</p>	<p>地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。</li> <li>・国民健康保険の被保険者である世帯主および擬制(みなし)世帯主に対して、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算して国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減および減免を行う。</li> <li>・銀行等からの口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。</li> <li>・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢者受給証を発行する。</li> <li>・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。</li> <li>・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、保険給付を行う。</li> <li>・被保険者資格等に関する情報を県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数を引き継ぎ業務を行う。</li> </ul> <p>番号法の別表第二に基づき、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する</p>	事前	システム改修による変更、および評価書の見直しによる記載事項の修正
平成29年12月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 収納消込/滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	1. 国民健康保険(資格・給付/税)システム 2. 収納消込/滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市に設置される国保総合PCで構成される。	事前	システム改修による変更
平成29年12月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 第30項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第30条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号	事後	評価書の見直しによる、記載事項の修正
平成29年12月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 及び 2. 取扱者数 いくつかの時点の数か	平成27年7月31日時点	平成29年12月1日時点	事後	評価書の見直しによる、記載事項の修正
平成30年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	1. 税務課長 押切 進 2. 国保年金課長 岩根 育子	1. 税務課長 2. 国保年金課長	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日公布)の様式改正に伴う記載内容の変更
平成30年6月1日	II-1. 対象人数 及び II-2. 取扱者数 いくつかの時点の数か	平成29年12月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和1年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	1. 市民生活部 税務課 2. 市民生活部 国保年金課	1. 財務部 税務課 2. 市民福祉部 国保市民課	事後	平成31年4月1日付組織再編
令和1年6月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号013-8601 横手市役所 総務部 総務課 文書法規係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2161 ファクス: 0182-33-6061 E-mail: somu@city.yokote.lg.jp	郵便番号013-8601 横手市役所 総務企画部 総務課 文書法規係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2161 ファクス: 0182-33-6061 E-mail: somu@city.yokote.lg.jp	事後	平成31年4月1日付組織再編

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号013-8601 横手市役所 市民生活部 税務課 保険税係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-32-2510 ファクス: 0182-32-2611 E-mail: shiminzei@city.yokote.lg.jp  郵便番号013-8601 横手市役所 市民生活部 国保年金課 国民健康保険係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2186 ファクス: 0182-33-7838 E-mail: kokuho@city.yokote.lg.jp	郵便番号013-8601 横手市役所 財務部 税務課 保険税係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-32-2510 ファクス: 0182-32-2611 E-mail: shiminzei@city.yokote.lg.jp  郵便番号013-8601 横手市役所 市民福祉部 国保市民課 国民健康保険係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2186 ファクス: 0182-33-7838 E-mail: kokuhoshimin@city.yokote.lg.jp	事後	平成31年4月1日付組織再編
令和1年6月26日	II-1. 対象人数 及び II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和1年6月12日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和1年6月26日	IV リスク対策	-	新規追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正に伴い、新規追加
令和2年6月17日	II-1. 対象人数 及び II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年6月12日時点	令和2年5月29日時点	事前	評価実施後5年を経過する前の再評価を実施
令和2年10月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(なし)	(以下追加) 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。 )または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。 )(以下「支払基金等」という。 )に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。 )及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。 )が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う(特定個人情報ファイルをとりあつかう事務の内容の変更)
令和2年10月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(なし)	(以下追記) ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。 )＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。を追記	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う(特定個人情報ファイルをとりあつかう事務の内容の変更)
令和2年10月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(なし)	(以下追記) 6. 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	重要な変更にあたらぬ(「オンライン資格確認の準備業務」のために利用するシステムを追加)
令和2年10月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(なし)	(以下追記) ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う(個人番号の利用の変更)
令和2年10月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる業務連携 ②法令上の根拠	(なし)	(以下追記) ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う(情報提供ネットワークシステムによる情報連携の変更)
令和2年10月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(なし)	(以下削除) (以下「取りまとめ機関」という。 )	事前	重要な変更にあたらぬ(以下「取りまとめ機関」という。 )という記述の後に「取りまとめ機関」という単語が存在しないため削除したものの。



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月17日	II-1. 対象人数 及び II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年5月29日時点	令和3年6月1日時点	事前	評価実施後5年を経過する前の再評価を実施
令和3年8月10日	I-4-②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う変更
令和4年6月14日	II-1. 対象人数 及び II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月6日時点	事前	評価実施後5年を経過する前の再評価を実施
令和5年6月19日	II-1. 対象人数 及び II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月6日時点	令和5年6月1日時点	事前	評価実施後5年を経過する前の再評価を実施